

SNS等教育相談支援員（会計年度任用職員）の職務内容及び主な勤務条件（予定）

項目	内容
職名	SNS等教育相談支援員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿4-6-1
職務内容	(1) SNS等教育相談に関すること（相談業務受託業者との連絡調整、相談内容の確認、統計処理業務、契約関係業務等）。 (2) 電話相談に関すること。 (3) 来所相談に関すること。 (4) 学校等支援（教職員等からの児童・生徒理解に関する相談、要請による研修等の実施、児童・生徒及び教職員の心のケア等）に関すること。 (5) その他、教育相談等に関し上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間1時間あり）とし、平日の勤務とします。 次の①から⑥までの交替制勤務とします。 ①平日(A) 8:30～17:15 ②平日(B) 9:00～17:45 ③平日(C) 9:30～18:15 ④平日(D) 12:30～21:15 ⑤平日(Ⅱ) 8:00～16:45 ⑥平日(Ⅲ) 10:00～18:45 都において2つ以上の会計年度任用職員の職に任用される場合、勤務時間は任期を通じて1週間当たり31時間以内とします。 原則、超過勤務はありませんが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合があります。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠症状対応休暇。育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与します。
報酬	月額 342,800円 ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給します。 ※ 通勤手当相当額を別途支給します（支給限度額があります。）。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合があります。
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入します。 社会保険：地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、共済組合、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。 健康診断：常勤職員に準じて実施します。 公務災害：対象となります。

○ 上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。